

最高裁平成一一年（行ツ）第二七五号・平成一一年（行ヒ）第二〇九号、一二・一一・二八決定

決 定

上告人兼申立人 教育社労働組合

上告人兼申立人 X1 外四名

被上告人兼相手方 中央労働委員会

右補助参加人 株式会社教育社

右当事者間の東京高等裁判所平成八年(行コ)第一四〇号、第一四一号、第一四三号不当労働行為救済命令一部取消請求事件について、同裁判所が平成一一年九月七日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は次のとおり決定する。

(主文)

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

(理由)

一 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法三一二条一項又は二項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに右各項に規定する事由に該当しない。

二 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法三一八条一項の事件に当たらない。よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

最高裁判所第三小法廷